

## 馬事公苑

## 環境影響評価書案審査意見書と環境影響評価書との関連

主な項目	評価書案審査意見書の内容	評価書の記載内容
大気等	建設機械の稼働に伴う排出ガスは評価の指標を満足するとしているが、計画地は住宅に囲まれた立地であるほか、教育・福祉施設や公園など人が集まる施設が多く存在していることから、環境保全措置を徹底し、建設作業における大気質への影響の低減に努めること。	建設作業における配慮事項として近隣からの相談窓口の設置について追記した。 (p. 100 参照)
土壌	工事中に土壌汚染が確認された場合には、汚染物質の拡散や地下水への浸透などを防止するよう適切な土壌汚染対策を講じるとともに、その内容をフォローアップ報告書等で明らかにすること。	土壌汚染が確認された場合には、適切な土壌汚染対策を講じるとともに、その内容をフォローアップ報告書において明らかにする。
生物の生育・生息基盤、生物・生態系、緑共通	緑化計画について、樹種等の植栽内容や植栽配置は、今後、具体的な検討を行うとしていることから、現況からの変化の程度と計画地内の環境及び周辺の環境に与える影響について明らかにすること。	緑化計画の具体的な検討結果を踏まえ、予測結果の計画緑化面積等を修正した。 (p. 132、172、181 参照)
生物の生育・生息基盤	計画地は昭和15年に開苑以来、植栽樹木の生育及び更新が見られ表面には落葉等により腐植層が成立し、豊かな表土が存在していることから、その保全と新たな植栽に当たっては有効活用を図ること。	現地土の有効活用について追記した。 (p. 132 参照)
生物・生態系	計画地内で確認された注目される種のうち、可能な限り移植を行うとしている種には移植が困難な種が含まれていることから、今後、植栽配置を検討するにあたっては、現位置における保全を検討すること。また、移植を行う場合は、生息環境に配慮し、必要に応じて専門家の意見を聴取するなど適切な移植計画の策定に努めること。	注目される種の現位置での保全または適切な移植計画について追記した。(p. 174 参照)

主な項目	評価書案審査意見書の内容	評価書の記載内容
緑	武蔵野自然林や外周部樹林帯は保全エリアとして樹木保全を行うとともに、苑内については可能な限り既存樹木を残す計画としていることから、保全エリア以外の既存樹木の保全計画について明らかにすること。	保全エリア以外のはらっぱ広場、ナチュラルアリーナ及びサクラドレッサージュの既存樹木の保全計画について追記した。(p. 182 参照)
騒音・振動	工事用車両の走行に伴う道路交通騒音について、本事業による増加分はわずかであるとしているが、周辺道路の道路交通騒音は現状でも環境基準を超えている地点があることから、より一層の環境保全措置を検討し、工事用車両による騒音の低減に努めること。	工事用車両の走行に係る運行管理計画等について追記した。(p. 213 参照)
	建設機械の稼働に伴う建設作業騒音・振動について、予測は勧告基準を下回るとしているが、計画地は住宅に囲まれた立地であるほか、教育・福祉施設等の環境上配慮すべき施設が多く存在していることから、環境保全措置を徹底し、建設作業における騒音・振動のより一層の低減に努めること。	建設作業における配慮事項として近隣からの相談窓口の設置について追記した。(p. 213 参照)
自然との触れ合い活動の場	事業の実施により、自然との触れ合い活動の場である馬事公苑内は改変されるが、四季の広場など新たな自然との触れ合い活動の場を整備する計画としていることから、その機能や想定される利用形態について具体的に記述すること。	新たに整備される四季の広場、はらっぱ広場、サクラドレッサージュ、ナチュラルアリーナ等の自然との触れ合い活動の場の機能や想定される利用形態について追記した。(p. 229～300 参照)
	計画地内において、現在、日本庭園が位置する場所に新たに整備されるナチュラルアリーナに池を整備する計画としていることから、その役割について明らかにすること。	新たに整備される池の役割について追記した。(p. 229～300 参照)

主な項目	評価書案審査意見書の内容	評価書の記載内容
廃棄物	建設廃棄物の再資源化率に「建設リサイクル推進計画2014」(国土交通省)における目標値を設定しているが、「東京都建設リサイクル推進計画」における目標値も踏まえ、再資源化率のより一層の向上に努めること。	工事の実施に当たっては、「東京都建設リサイクル推進計画」(平成28年4月)の目標値も踏まえ、再資源化のより一層の向上に努めることを追記した。(p.251 参照)
エコマテリアル	建設工事において、エコマテリアルの積極的な利用に努めるとともに、使用状況について確認すること。	今後、開発・実用化される素材についても、積極的にエコマテリアルの適用品目を利用することを追記した。(p.266 参照)
交通渋滞 交通安全 共通	工事用車両の走行に当たっては、運転者への指導の徹底や工事用車両の出入口への交通整理員の配置、計画地周辺の車両の通行への配慮等を行う計画としていることから、これらの環境保全措置を徹底し、周辺地域における一層の交通の円滑化及び交通安全の確保に努めること。	周辺地域における交通安全の確保が図られるよう詳細な施工計画を作成する計画としていることについて追記した。(p.272、289 参照)
交通渋滞	計画地の周辺は片側1車線道路であり、また、路線バスの停留所が多く存在していると同時に、その停留所に近接して工事用車両の出入口がある。このため、工事用車両の走行に当たっては、出入口付近を走行する路線バスの運行スケジュールに配慮する計画としていることから、環境保全措置を徹底し、交通の円滑化に努めること。	周辺地域における交通の円滑化の確保が図られるよう詳細な施工計画を作成する計画としていることについて追記した。(p.272 参照)
交通安全	計画地は住宅に囲まれた立地であるほか、教育・福祉施設や公園など人が集まる施設が多く存在しており、工事用車両の走行ルートと通学路が重なっている箇所もある。このことから、環境保全措置を徹底することはもとより、大型車両の走行には特に注意するなど、より一層の交通安全の確保に努めること。	周辺地域における交通安全の確保が図られるよう詳細な施工計画を作成する計画としていることについて追記した。(p.289 参照)